1・2号研修修了者における認定特定行為業務従事者認定証 交付申請等の手引き

宮城県保健福祉部 長寿社会政策課施設支援班

1 認定特定行為業務従事者認定証(以下「認定証」という。)の交付申請を行うことができる者 平成24年度以降、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき都道府県又は登録研修機関 が実施する研修修了者

2 県が認定する喀痰吸引等行為の範囲

研修課程	対象者	認定する特定行為
1号研修	不特定多数の者対象	以下5行為全て
		①口腔内のたんの吸引
		②鼻腔内のたんの吸引
		③気管カニューレ内部のたんの吸引
		(人工呼吸器装着者を含む又は除く)
		④胃ろう又は腸ろうによる経過栄養
		(半固形を含む又は除く)
		⑤経鼻経管栄養
2 号研修		1号研修で認定する各行為のうち、任意の行為
		(5行為未満)

3 認定証の交付申請に係る申請書類

(1) 新規交付申請

介護職員等が喀痰吸引等業務を行うには、喀痰吸引等研修修了後、認定証の交付を受ける 必要があります。交付を受けるには、次の書類をご用意の上、申請してください。

- 認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(様式第4号)
- ・住民票の写し(コピー不可)
- ・喀痰吸引等研修の実地研修修了証明書の写し
- ・社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書 (別記様式第6号)
- ・認定特定行為業務従事者認定証交付申請チェックリスト
- ・返信用封筒(住所・宛名記載、用意した封筒のサイズに応じた切手を貼り付けること)
- ※よくある誤りとして、喀痰吸引等研修の基本研修修了証明書の写しを添付するケースがありますが、当該書類では認定できませんのでご注意ください。
- ※申請内容に誤りがある時の連絡先の確認や、申請者が勤務している事業所を登録・管理する際に必要ですので、チェックリストは必ず提出してください。

(2) 既交付済みの認定証への特定行為の追加に係る交付申請

認定証の新規交付を受けた後、新たに他の特定行為に係る1・2号研修の実地研修まで修 了した方は、当該特定行為を提供するためにはあらかじめ行為追加に係る交付申請が必要と なります。

- ・(1) の書類一式
- ・既に交付された認定証の原本
- ※写しは不可です。また、添付忘れが多いのでご注意ください。

(3) 再交付申請

汚損又は紛失、婚姻等による氏名変更が生じた場合のみ受け付けます。

- ●共通提出書類
 - 認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書(様式第9号)
 - ・返信用封筒(住所・宛名記載、用意した封筒のサイズに応じた切手を貼り付けること)
- ①汚損した場合
 - ・汚損した、既に交付された認定証の原本
- ②紛失した場合
 - 認定特定行為業務従事者認定証変更届出書(様式第8号)
- ③婚姻等による氏名変更が生じた場合(任意)
 - · 認定特定行為業務従事者認定証変更届出書(様式第8号)
 - ・認定証の原本
 - ・変更内容が確認できる書類(住民票の写し等)

(4)登録内容に係る変更届

新規交付申請時から、婚姻等による氏名変更又は住所変更が生じた場合は、変更の届出が 必要となります。

- · 認定特定行為業務従事者認定証変更届出書
- ・既に交付された認定証の写し
- ・変更内容が確認できる書類(住民票の写し等)
- ※婚姻等による氏名変更において、認定証の再交付が不要な場合は本項規定の書類の提出の みで構いません。再交付を希望する方は(3)③の手続きを行ってください。

(5) 死亡等の届出

認定を受けた方が死亡又は失踪、心身の故障等により喀痰吸引等業務を行うことができなくなった時は、届出が必要となります。

- ・認定特定行為業務従事者死亡等届出書(様式第10号)
- ・認定証の原本
- ・心身の故障に係る届出書(指定様式)

(6) 認定の辞退

認定証の交付を受けた方が、喀痰吸引等業務を行う必要が無くなった時は、辞退の届出を 行い、認定証の原本を県に返納願います。

- · 認定特定行為業務従事者認定辞退届出書(別記様式第12号)
- ・認定証の原本

(7) 認定証の原本証明願

認定証の交付を受けている方において、新たに介護福祉士登録証に認定証記載の喀痰吸引等行為の内容を記載する場合は、公益財団法人社会福祉振興・試験センター宛てに、原本証明が付された当該認定証を提出する必要があります。

なお、認定証の交付を受けていない方で、実地研修まで修了し、新たに介護福祉士登録証 に喀痰吸引等行為の内容を記載する場合は、実地研修修了証明書の原本の提出でも申請可能 となっているため、当項の証明願は提出不要です。詳細は当該法人のHPをご確認ください。

- · 認定特定行為業務従事者原本証明願
- ・認定証の写し(2部)
- ・婚姻等の事由により氏名が変更となっている場合は、旧姓の確認ができる書類
- ・返信用封筒(住所・宛名記載、用意した封筒のサイズに応じた切手を貼り付けること)
- ※参考 公益財団法人社会福祉振興・試験センターHP

https://www.sssc.or.jp/touroku/kakutan/kktn_04.html

(8) 経過措置対象者の場合について

経過措置対象者に係る新規交付申請は現在受け付けておらず、再交付申請、変更届、認定の辞退、死亡等の届出のみ受け付けております。

提出書類については、(3) ~ (6) までと共通ですので、上記を参照願います。

4 その他

- ・書類の添付漏れにご注意ください。特に、認定証申請時のチェックリストの添付漏れや、各申請における返信用封筒の添付漏れが多いのでご注意ください。
- ・申請・届出によっては写しを可としているもの、原本のみ可としているものが分かれておりますので、提出前に必ず確認してください。特に、実地研修修了証明書の原本を添付するケースが散見されますが、県で収受できかねますのでご注意ください。
- ・申請までのフロー図はHP上から確認してください。
- ・各申請書類の記載例は次頁以降の別紙を参照願います。

令和6年4月1日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(第一号,第二号研修修了者)

認定特定行為業務従事者の認定を受けたいので、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第5条の規定により、 下記のとおり関係書類を添えて申請します。

	フリガナ	ミヤギ タロウ		亚产二年1月1月		
	氏名	宮城太郎	生中月日	平成元年1月1日		
申		(郵便番号 980-0014)				
請者	住所			ンますので、氏名、)表記で記載願いま	きす。	
	電話番号	022-211-2549				
	研修機関名				1	
	研修機関所在地	(郵便番号 -) 研修を受講した 【実地研修修了記録喀痰吸引等事業	正明書を交付し	た登録研修機関又	.は登	
認定		(ビルの名称等)				
認定を受けようとする特定行為		認定を受けようとする特定行為	研修修了年月日/修了証明書番号			
しする	○ 1 口腔内の喀	<u></u> 家吸引	令和6年1月	1日/20240101号	-	
特定	※ 口腔内の喀	痰吸引(人工呼吸器装着者)	年	月 日/		
行為	○ 2 鼻腔内の喀		令和6年1月	月1日/20240101号		
,,,	※ 鼻腔内の喀	痰吸引 (人工呼吸器装着者)	年	月 日/		
	○ 3 気管カニュ	一レ内部の喀痰吸引	令和6年5月	31 日/20240531 号		
	※ 気管カニュ	ーレ内部の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)	年	月 日/		
	4 胃ろう又は	場ろうによる経管栄養	年	月 日/		
	5 経鼻経管栄	Ě	年	月 日/		
/	1 「認定を受け	けようとする特定行為」 欄は、認定を受けようとする特定行為に	「○」を記載し	く ださい。		
/	※人工呼吸器装	着者への喀痰吸引に関する演習、実習を修了した者については、	その他の特別	同様に研修修了		
	ださい。	修了証明書番号を記載してください。 は、次に掲げる書類を添付してください。 し				

- (2) 喀痰吸引等研修の修了証明
- (3) その他知事が別に定める

実地研修修了証明書が交付された年月日と、 当該証明書に記載されている【修了証明書】の番号を正確に記載願います。

実地研修修了証明書の右上の番号を記載願います。基本研修の修了証明書番号や、研修機関の県登録番号ではありませんのでご注意ください。

行為追加の申請時には、過去に交付を受けた【認定特定行為業務従事者認定 証】の【原本】を忘れずに添付してください。

認定特定行為業務従事者認定証交付申請証(様式第4号)の提出年月日と同じ日付を記載願います。

(別記様式第6号)

社会福祉士法及び介護福祉士法附則第11条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書

令和6年4月1日

(社会福祉士法及び介護福祉士法附則第十一条第三項)

- 一 心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 次項の規定により認定特定行為業務従業者認定証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

(関連規定)

法附則第十一条第三項第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。

認定特定行為業務従事者認定証交付申請 チェックリスト

申請書ごとに1枚添付してください。

〇 提出書類

	種類類	提出要否	チェック欄
1	認定特定行為業務従事者認定証交付申請書	必須	0
2	住民票の写し(直近3か月以内のもの) ※複写ではありません	必須	0
3	喀痰吸引等研修の研修修了証明書の写し	必須	0
4	社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項の各号の規定に該当 しない旨の誓約書(別記様式第6号)	必須	0
5	認定特定行為(業務従事者認定証交付申請チェックリスト)	必須	0
6	返信用封筒(長形3号)(84円切手貼付) ※申請者(個人)毎に	必須	0

○ 担当者名 (※申請書の内容の問い合わせに答えられる方)

<u> </u>	三百名 (※中語音(─ 必ず揃っているか確認の上、○を	
1	事業所名	特別養護老人ホーム●●	記載してください。
2	所 属	●●係	
3	担当者 職・氏名	係長 宮城 太郎	交付申請書の内容確認のために ご連絡することがありますので、必
4	電話番号	022-211-2549	ず申請内容が分かる方の氏名と連絡先を記載願います。
5	FAX番号	022-211-2596	

〇 提出先

0	不特定者(第1号・第2号研修終了者)に係るもの	長寿社会政策課へ
	特定者(第3号研修終了者)に係るもの	精神保健推進室へ

認定特定行為業務従事者認定証

(第二号研修修了者)

受講した研修館別となります。

氏 名 宮城 太郎生年月日 平成元年1月1日

登 録 年 月 日 令和6年5月1日

登 録 番 号 041200000

特定行為種別

登録年月日と認定特定行為業務従事者認定証登録番号はこちらです。

口腔内のたんの吸引 鼻腔内のたんの吸引

気管カニューレ内部のたんの吸引

(人工呼吸器装着者を除く)

こちらに記載されている特定行為の実施が 可能となります。

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則 第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者であることを証明する。

令和6年5月1日

宮城県知事 村井嘉浩

行為追加の申請時に添けする認定証の原本は、官城県中事日が押印されているものとなります。

様式第8号(第6条関係)

令和6年5月1日

宮城県知事

殿

認定特定行為業務従事者認定証変更届出書

て届	定を受けた内容を変け出ます。 計出ます。 証登録番号	更したので、社会福祉士及び介護福祉士法 0 4 1 2 0 0 0 0 0	施行規 認定特定行為業務従事者認定証の番号を記載類(ます。							
	フリガナ	ミヤギ タロウ 宮 城 太 郎	生年月日 平成元年1月1日							
申請者	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号									
	電話番号	0 2 2 - 2 1 1 - 2 5 4 9								
	変 更	が発生する事項	変更内容の概要							
0	1 申請者氏名		(変更前) 1 申請者氏名 保福 太郎 2 申請者住所							
0	2 申請者住所		宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 (変更後) 1 申請者氏名 宮 城 太郎 2 申請者住所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号							
	~	至 更 年 月 日	令和 6 年 5 月 1 日							
/±	△本 1 「初中計改紀承旦」欄には、改紀氏に割り上すされた改紀承旦も記載してください。									

- 献考
- 1 「認定証登録番号」欄には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
- 2 「変更が発生する事項」欄は、変更が発生する項目に「○」を記載してください。
- 3 「変更内容の概要」欄には,変更内容の概要について,変更点が分かるように記載してください。
- 4 認定特定行為業務従事者認定証の写しを添付してください。
 - 変更内容が分かる書類(住民票の写し等)を添付してください。

変更する事項こ○をしてください。

様式第9号(第7条関係)

令和6年6月1日

宮城県知事 殿

認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書

(フリガナ)ミヤギタロウ申請者氏名宮 城 太 郎

認定特定行為業務従事者認定証の再交付を受けたいので、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

認定特定行為業務従事者認定証の登録年月日と登録番号を記載願います。

1 登録年月日

令和6年5月1日

2 認定証登録番号

第041200000号

- 3 再交付申請の理由
- (例1)紛失したため。
 - (例2) 汚損したため。
 - (例3) 氏名変更のため。

複数の理由による場合は漏れなく記載願います。

様式第10号(第8条関係)

令和6年6月1日

宮城県知事

認定特定行為業務従事者死亡等届出書

認定特定行為業務従事者について、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第8条を添えて届け出ます。

殿

認定特定行為業務従事者認定証の登録番号を記載順、ます。

認定証登録番号			0 4	1	2	0	0	0	0	0	_				
フリガナ	ミヤギ	タロ	ウ											4-E-1-1	亚武二年1日1日
氏名	宮城	太	郎											生年月日	平成元年1月1日
	(郵便番	岩 タ 切		001		山台	市	青 葉	区		市	Ø			
住所		本町	府 「三 つ	f (8 番	1	号				町	村			
電話番号	0 2 2 -	-2 1	1-25	4 9											
認定を受けた年月	月日	令和	16年4	1月1	日		届出事	事由が	生じた	年月	日		令和	16年6月1	日
	0	1 死亡し、又は失踪の宣告を受けた													
届出事項 ※右のいずれかに〇			2 法附則第11条第3項第1号に該当するに至った												
			3 法附則第11条第3項第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った												

- 備考1 「認定証登録番号」欄には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
 - 2 「届出事項」欄には、該当する に「○」を記載してください。
 - 3 この届出書には、次に掲げる書類を
 - (1) 認定特定行為業務従事者認定証(届)
 - (2) 届出事項を証する書面

(該当する場合に限る。)

該当する届出事項こ○をしてください。

(別記様式第12号)

令和6年6月1日

認定特定行為業務従事者 認定辞退届出書

社会福祉士及び介護福祉士法術則第11条に定める認定特定 したいので届け出ます。

認定特定行為業務従事者認定証の登録番号を記載願います。

認定証登録番号		0 4 1	2 0 0	0 0 0						
フリガナ	ミヤギ タロウ	,								
氏名	宮城太郎	S				生年月日	平成元年1月1日			
	(郵便番号 98	30-0014)							
	宮城	都道	仙台市	青葉区	市 🗵					
住所		府 🚇								
	本町三丁目8番1号									
電話番号	0 2 2-2 1 1-	2549								
認定を受けた年月	日 令和 6	年4月1日		認定を辞退す	よる予定年月日	令和6年	6月1日			
	【例 1 】									
退職したため。										
認定を辞退する理	曲									
	【例2】									
	対象者が	(退去したた	め							

- 備考1 認定を辞退する日の一月前までに届け出てください。
 - 2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修(特定の者対象の研修)を修了した者であり、複数の対象者に対して認定を受けているものにあっては、その認定証ごとに届出書を作成してください。
 - 3 「受付番号」欄には記載しないでください。
 - 4 「認定証登録番号」には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
 - 5 認定特定行為業務従事者認定証を添付して下さい。

宮城県保健福祉部宮 城社会政策課長 殿

認定特定行為業務従事者認定証原本証明願

 (フリガナ) ミヤギ タロウ

 申請者氏名
 宮 城 太 郎

下記により認定特定行為業務従事者認定証の写しに原本証明をお願い

認定特定行為業務従事者認定証の登録年月日と登録番号を記載願います。

1 登録年月日

令和 6 年 1 月 1 日

2 認定証登録番号

第042100000号

- 3 証明願の理由 () 介護福祉士国家試験の受験資格証明のため
 - () 介護福祉士の「実地研修を修了した喀痰吸引等行為」の登録申請のため

添付書類

- (1) 認定特定行為業務従事者認定証の写し(2部)
- (2) 返信用封筒(定形封筒に宛名記入の上,84円切手を貼付してください)
- (3)婚姻等の事由により氏名が変更となっている場合は,旧姓の確認ができるもの

(戸籍抄本等)

(注意)

介護福祉士登録証への「実地研修を修了した喀痰吸引等行為」の登録申請は任意です(義務ではありません)。 既に、認定特定行為業務従事者として喀痰吸引等の行為を行っている方は、(公財) 社会福祉振興・試験センターへ申請を行わなくても引き続き認定特定行為業務従事者として喀痰吸引等の行為が可能です。